

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立健康・栄養研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	不要資産は保有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	不要資産は保有していない。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	不要資産は保有していない。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	●管理部門について、平成23年度に係長職1名の人員削減を行い、業務の効率化を図りつつ併任により対応した結果、人件費約8,000千円を削減した。 また、平成24年度には「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施し、人件費33,525千円を削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	●当研究所は国から無償で施設を貸与されており、資産は保有していない。

3. 取引関係の見直し

① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

● 契約状況の点検・見直しについては、
①仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にならない。
②発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

③公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて20日間を確保する。

これらを踏まえ一般競争入札を実施しているところである。

また、一者応札であった契約については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めている。

【平成22年度実績】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等16,851,376円(92.7%)、競争性のない随意契約1,329,264円(7.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等7件(87.5%)、競争性のない随意契約1件(12.5%)

【平成23年度実績】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等9,144,334円(87.7%)、競争性のない随意契約1,278,774円(12.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等5件(83.3%)、競争性のない随意契約1件(16.7%)

【平成24年度実績】

(金額ベース(単位:円))

一般競争等33,919,225円(100%)、競争性のない随意契約0円(0%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等9件(100%)、競争性のない随意契約0件(0%)

● 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。

<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>● 契約監視委員会において契約に係る事前・事後の審査、並びに会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施しているところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。</p> <p>また、調達情報については、競争性のない随意契約及び一般競争入札ともに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称及び契約金額について公表しており、競争性のない随意契約においては併せて再就職の役員数も公表している。また、HPの更新については、契約締結後に速やかに実施しているところである。</p> <p>なお、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け事務連絡)を受け、その内容をHPへ掲載し周知している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>● 当研究所においては、該当する特定関連会社、関連法人及び関連公益法人はない。</p> <p>● 当研究所においては、当研究所の役員を経験した者が再就職している、又は課長相当職以上の職を経験した者が役員等として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当研究所との取引高が3分の1以上の一定の関係を有する法人との取引等はないが、公表対象となる取引等が発生した場合には、公表することとしている。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人はない。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>● 当研究所では、共同研究での検査機器の相互利用に努め、コストの削減を図っているところであり、平成25年度においては、160千円を削減したところである。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● ア) 他の独立行政法人と共通の外部委員で組織された契約監視委員会へ事前に諮り、契約方式及び仕様書について随時見直しを行っている。</p> <p>● イ) リース方式及び買い取りによる価格調査を行い、より安価な方法で契約を進めている。また、当研究所の検査機器(ヒューマンカロリーメーター等)を他の研究機関等へ開放し、有効活用を進めているところである。</p> <p>● ウ) インターネット等を通じ、他機関での購入実績(契約方式、契約金額、応札者数等)を情報収集し、契約時の参考としている。</p> <p>また、他機関から購入実績等に関する問い合わせがあった場合には、当研究所における契約実績を情報提供している。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 毎年、「国民健康・栄養調査データ入力業務」について、一般競争入札により契約を締結している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 会計監事による月次監査及び契約監視委員会にて、100万円以上(賃貸借は80万円以上)の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容の審査を行っている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	●平成24年度の人件費については、役職員の俸給月額、賞与、俸給の特別調整額について国家公務員に準じた減額措置(各々△4.77～△9.77%、△9.77%、△10%)を実施した。また、役職員の退職手当についても、国家公務員に準じて平成25年1月1日以降の支給水準の引き下げの措置(調整率104/100を98/100に改正、平成26年7月1日に87/100なるまで順次引き下げ)を講じた。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	●給与については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。研究職員の人事異動、特に定年等による退職者の補充の際には、原則公募により、中途採用者や若い職員を配置するなど、改善を図る。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	●左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	●理事長、理事及び監事の報酬については、個別の額を公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	●給与水準については、監事による監査及び評価委員会により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、引き続き厳格なチェックを行う。なお、給与については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。研究職員の人事異動、特に定年等による退職者の補充の際には、原則公募により、中途採用者や若い職員を配置するなど、改善を図る。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	●平成23年度に管理部門の効率化の観点から、人員を1名削減した。(影響額は約8,000千円) また、第3期中期目標期間(平成23～27年度)において、人件費については毎年1%以上の削減、一般管理費については平成22年度実績を基準として10%以上の削減、業務経費についても5%以上の削減を行うこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	●福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみである。また、旅費等の経費及び職員の諸手当は人事院規則等に準じ、国家公務員と同様の取扱を行っている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	●業務経費については、5ヶ年で5%以上の削減をすることとしており、研究機器の共同利用、外部委託の推進、研究機器のリース期間終了後に継続で再リースを行うなど、経費削減を図っているほか、入札基準の緩和、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図っている。

<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●理事長による内部統制のもと、監事監査及び内部監査を毎年度実施し、運営状況等の把握に努めている。また、外部委員を入れた研究倫理委員会において研究の実施方法など研究計画内容の審査をおこない、個人情報保護等のコンプライアンスの確保に努めている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律17万2千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成25年10月1日から施行される予定である。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>協賛、寄附等が見込める事業はない。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●国民健康・栄養調査や食事摂取基準、研究成果等の社会還元を目的に、研究所監修による書籍等の出版を行い、自己収入の拡大に努めている。(平成24年度4,242,340円)</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>●外部の学術有識者から構成する第三者委員会による効果的な外部評価の仕組み(外部評価委員会)は、独立行政法人化(平成13年度)されてから導入されており、委員は神奈川工科大学教授五十嵐脩外8名で構成されている。当委員会により中期目標達成に向けた年度事業計画及び実績について評価を受けており、健全な法人運営に努めている。また、評価実績については、5段階評価による評点方法で平均4以上の評価を得ている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>●外部評価委員会において、中期目標の達成に向けた研究の実施状況等について評価を受け、その結果を次期事業計画等に適切に反映させるとともに、毎年度研究所のホームページ上で公表し、透明性のある法人運営に努めている。</p>

No. 36	所管	厚生労働省	法人名	国立健康・栄養研究所
--------	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査研究	国の生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国の生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。	2a	・研究の重点化については、研究能力向上のための創造的研究を平成22年度に廃止し、より生活習慣病の予防等に重点化した研究を行えるよう、組織の見直しを行った。 ・調査研究のうち国民健康栄養調査等の行政と密接に関係するものについては、常時、厚生労働省及び消費者庁の担当者との連絡を取り合い密接な連携の下で調査研究を実施している。 ・食品総合研究所や国立保健医療科学院等との意見交換や学会等に参加し他の研究内容を調査することにより、重複・類似する研究を排除している。 ・他の機関との連携については、お茶の水女子大学等と平成16年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成24年度は岐阜大学との「連携大学院」を開校することで9大学から10大学へと拡充させた。共同研究については、民間団体、大学等における研究者と連携を図り、例えば糖尿病予防の研究では研究所でマウス等を使用し行った研究結果を実証するために大学等でヒトを対象として臨床的に研究する等、必要に応じ役割分担して実施している。	科学技術イノベーション総合戦略について(平成25年6月7日閣議決定)を踏まえつつ、社会情勢に応じた研究等を見直しを必要に応じて行い、効率化・重点化を検討する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。	2a	平成23年度から始まる第3期中期目標において、研究的資金の50%以上を外部資金により獲得することと設定しており、厚生労働科学研究費、科学研究費、その他公募されている競争的研究資金に積極的に応募した結果、前年度に比べ7件増となったが、競争的研究費の1件当たりの経費の減少により研究的資金の50%以上には至らなかった。なお、厚生労働省独立行政法人評価委員会の指摘による算定方法によれば、50%は達成している。今後とも自己収入の拡大に努めて参りたい。	国や各団体等が実施する競争的資金等の公募に積極的に応募していくとともに、民間企業等との共同・受託研究などの拡大に努めていきたい。
02 健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験(表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認)についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。	2a	これまで健康研のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成25年6月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。	食品表示法において、民間試験機関が収去試験を実施することが可能な枠組みとなったことから、健康研としては、消費者庁の食品表示法にかかる収去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進めることとする。
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。	1a	特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律17万2千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成25年10月1日から施行される予定である。	平成25年10月1日より、改定された政令に準じて許可試験を遂行する。
03 国際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。	2a	厚生労働省及び消費者庁と連携し、現在WHO CC(WHO指定研究協力センター)指定に向けて申請中であるが、平成24年にWHO西太平洋事務局での審査が終了し、現在WHO本部における審査の最終段階に入っている。この指定を受けることにより、これまでのアジア諸国の国民健康・栄養調査の実施及び食事摂取基準の策定、アジア諸国の国民レベルでの身体活動量の推定及び運動ガイドラインの策定等の取り組みについて、WHOという国際機関を通じて支援を行うこととなり、より広範な地域に対して、中心的な役割を果たすとともに、より効率的、効果的に情報の収集及び発信をすることが可能となる。また、WHOやJICA等の研修の受け入れやWHOのGEMS/Foodプログラム協力機関として、国民健康栄養調査の結果等、我が国の食事調査データを発信するなど国際協力を行っている。	WHO CCについては引き続きWHO本部栄養担当官との協力を継続する。同時に、WHO CCとしての指定後にWHOと連携して行う予定である研究事業実施に向けて準備を進める。
04 栄養情報担当者(NR)制度	民間の第三者機関で実施(法人での実施を廃止)	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。	2a	栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成24年6月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度の移管先である一般社団法人日本臨床栄養協会において、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成25年12月に認定試験を実施する予定。既存の資格取得者に対しては、3年間の更新までに日本臨床栄養協会(平成27年7月に完了)へ順次移管する。	・資格取得者に対し、移管の案内を12月に配付し、平成27年7月までに一般社団法人日本臨床栄養協会への移管を完了する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施	収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者(NR)制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行う。	2a	・これまで健康研のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成25年6月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。 ・栄養情報担当者(NR)制度については、既存の資格取得者について、3年ごとの更新までに一般社団法人日本臨床栄養協会へ順次移管(平成27年7月に完了)こととしており、業務移管完了に併せて要員の見直しを行う予定。	・今後の試験業務の見直しに併せ、要員の見直しを行う予定。 ・NR制度については、平成27年7月に業務移管を完了することから、要員の見直しについてはその時点の状況を踏まえ検討を行う予定。